

資料編

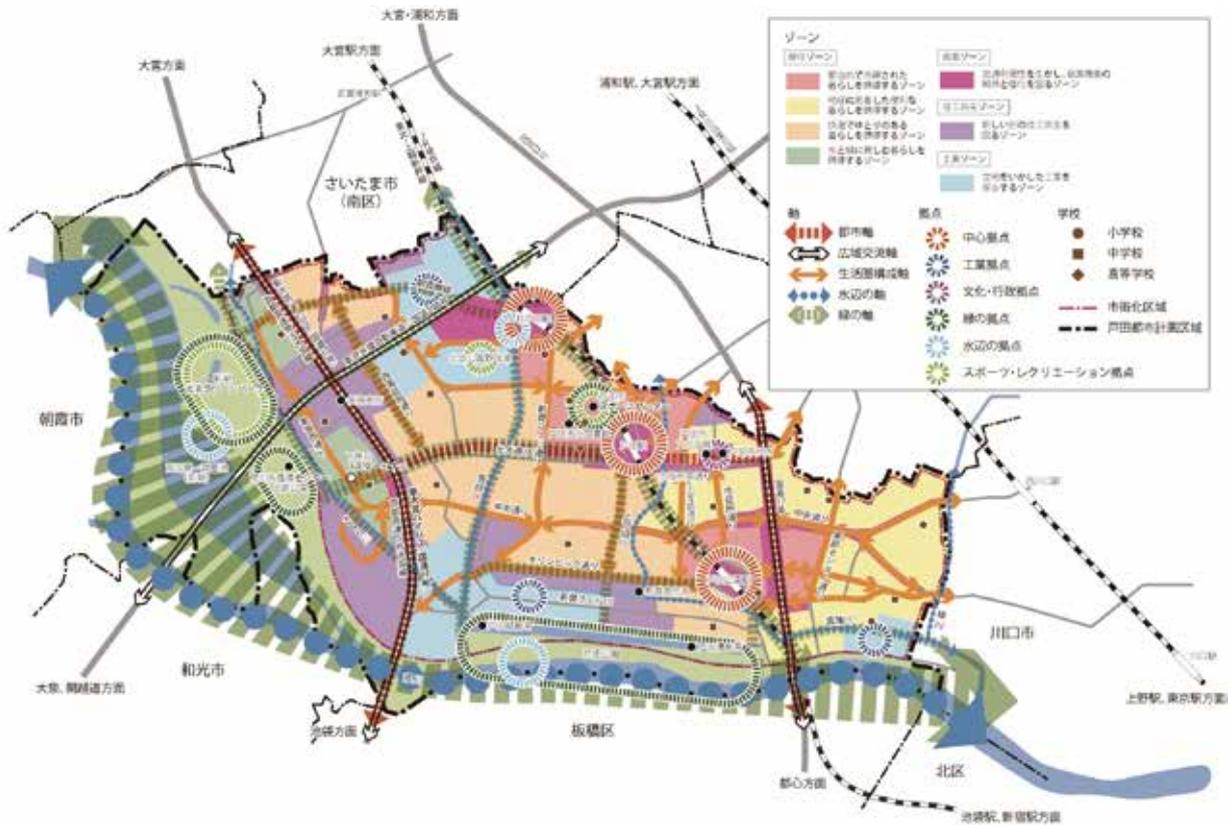


1 第3次戸田市都市マスタープラン

(1) 将来都市構造

都市づくりの基本目標を実現するため、都市活動のイメージを地域に結びつけたゾーンを設定するとともに、それらの都市活動を支えるための都市機能の配置とネットワークの形成が重要となることから、将来都市構造としてのゾーン、機能が集積する拠点及びネットワークを構成する軸を配置します。

将来都市構造図



ゾーン	居住ゾーン	誰もが快適に暮らしてつづけられる住環境を形成するための地域特性を踏まえたゾーン
	商業ゾーン	交通の利便性をいかし、広域的な集客力の強化を目指して商業を活性化させるとともに、地域の日常生活を支える商業機能を充実させ、居住環境を兼ね備えた、商業機能の維持と強化を図るゾーン
	住工共生ゾーン	工業系と住居系の土地利用が混在する地域において、操業環境、住環境双方の調和を図りつつ、地域住民との交流や雇用、災害時の相互協定などを通じて、住民と事業者が相互にメリットを享受する暮らしを実現し、住工共生を進めるゾーン
	工業ゾーン	都心に近い立地をいかし、大規模な工業系事業所が集積する地域として、製造業や物流などが持続可能な事業活動を行うことができるよう、工業地の保全を図るゾーン
拠点	都市活動を支える拠点については、集積すべき機能等の違いから7つを設定します。 ①中心拠点（戸田公園駅／戸田駅／北戸田駅）②工業拠点 ③文化・行政拠点 ④緑の拠点 ⑤水辺の拠点 ⑥交通拠点 ⑦スポーツ・レクリエーション拠点	
軸	生活の場と拠点を結ぶ6つの軸を設定します。 ①都市軸 ②広域交流軸 ③生活圏構成軸 ④水辺の軸 ⑤緑の軸 ⑥基幹的な公共交通軸	

(2) 都市づくりの基本目標

①誰もが快適に住み続けられる都市づくり



人口規模の維持や少子高齢化による急激な人口構造の変化を抑制する必要があることから、高齢者や子育て世代に必要な生活関連施設や住環境整備の方針などを柔軟に見直し、誰にとっても快適に住み続けられる環境づくりを推進します。

また、都市施設の整備や維持管理、市街地整備を進めることで、多様な都市活動が実現可能な都市づくりを進めるとともに、スポーツ・レクリエーション拠点を中心に、多世代が健康的なライフスタイルを送れる環境づくりを推進します。

子育て世代の定住

スポーツ・レクリエーションの推進

ユニバーサルデザインの推進

②住環境・自然環境・商業機能・工業機能が調和した都市づくり



居住、自然、商業、工業などの土地利用を計画的に配置し、住民が生活しやすい環境を実現します。特に、居住エリアと商業エリア、工業エリアは適切に配置することで、住環境・自然環境・商業機能・工業機能が調和した都市づくりを進めます。

また、産業の中心を担う工場等について、操業環境を保全し、産業の活性化を目指します。特に、工業拠点では、地域全体の活力を高め、事業者と住民が共に発展できる魅力的な都市づくりを進めます。

適切な土地利用

商業・工業機能の維持

良好な住環境

③誰もが移動しやすい持続可能な交通環境を目指した都市づくり



コンパクトな都市環境をいかに、公共交通ネットワークの形成や、歩行者・自転車道路ネットワークの整備により、自家用車に依存せず、環境負荷の低い移動手段を奨励し、持続可能な交通環境を目指した都市づくりを進めます。

持続可能な交通環境の形成

歩行者・自転車ネットワーク

④拠点のにぎわい形成と生活利便性の高い魅力ある都市づくり



鉄道3駅周辺を中心として、ウォーカブルなまちづくりを推進するとともに、市民活動を支える都市機能を集積し、景観にも配慮しつつ、拠点のにぎわい形成と生活利便性の高い、魅力ある都市づくりを進めます。

ウォーカブルの推進

景観形成

都市機能の集積

⑤安全・安心な都市づくり



浸水被害の軽減、耐震性・耐火性に優れた都市基盤や建築物などの整備を進め、防災活動拠点となる避難所施設を確保するとともに、地域住民の防災意識の強化を図ることにより、ハードとソフトの両面から災害に強い安全・安心な都市づくりを進めます。

また、情報共有や意識啓発、地域コミュニティの強化により、市民・事業者・市の連携を促します。さらに、周囲からの見通しを確保することで、安心感を高め、犯罪を誘発しない都市づくりを進めます。

都市基盤の耐火・耐震化

防災・防犯への意識醸成

見通しの良いまち

⑥自然環境に優しい持続可能な都市づくり



資源を大切にしながら循環的な利用を行うとともに、都市の防災・環境機能を高めるグリーンインフラの視点を踏まえ、緑地や水辺等の自然をいかした持続可能な都市づくりを目指します。

また、公共施設における再生可能エネルギーの利用を拡大し、温室効果ガス排出量を削減します。

水と緑のネットワークの形成

グリーンインフラの導入

脱炭素化の推進

2 SDGs の 17 のゴールと自治体の関係

目標 (Goal)	行政の果たし得る役割	
 1 貧困をなくそう	ゴール 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	ゴール 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	ゴール 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	ゴール 4	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ゴール 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	ゴール 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	ゴール 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	ゴール 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	ゴール 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
 10 人や国の不平等をなくそう	ゴール 10	各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	ゴール 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	ゴール 12	持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを増そう</p>	ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナリプで目標を達成しよう</p>	ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	<p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン— 2018年3月版（第2版）」
 一般社団法人建築環境・省エネルギー機構

3 SDGs との相関図

	施策名	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1	子育て支援の充実	●	●	●	●	●	
2	乳幼児期の保育・教育の充実	●			●	●	
3	児童・青少年の育成環境の充実				●	●	
4	世界で活躍できる人間の育成	●	●	●	●		
5	生涯学習活動の推進				●		
6	芸術文化活動の推進						
7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実						
8	地域医療体制の強化			●			
9	健康づくり支援の充実	●	●	●		●	
10	地域福祉の推進	●					
11	高齢者福祉環境の整備・充実	●		●			
12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営	●		●			
13	生活困窮者支援の充実	●		●			
14	障がい福祉環境の整備・充実	●		●			
15	消防・救急体制の強化						
16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●					
17	防犯体制の強化					●	
18	市民相談機能と消費生活の充実					●	
19	浸水対策の推進						
20	安全な道路環境の整備・推進			●			
21	快適で秩序ある美しい市街地の形成						
22	安心して生活できる住環境の充実						
23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	●					●
24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進						
25	自然に親しむ空間の整備・推進						
26	魅力ある公園づくり						
27	生活環境の保全			●			●
28	環境衛生の充実						●
29	多様な働き方への支援・充実	●			●	●	
30	産業振興の推進						
31	地域資源を活用した観光振興の推進						
32	市民活動の活性化と地域交流の促進						
考え方	①協働によるまちづくり				●	●	
	②情報共有・発信の強化						
	③質の高い行財政運営の推進				●		
	④信頼される行政の実現						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	
									●	●	1
										●	2
										●	3
					●					●	4
					●					●	5
				●						●	6
										●	7
										●	8
										●	9
										●	10
	●		●							●	11
										●	12
	●									●	13
	●		●							●	14
				●		●				●	15
				●		●				●	16
									●	●	17
									●	●	18
		●		●		●				●	19
		●								●	20
		●		●						●	21
				●						●	22
		●			●		●			●	23
		●		●						●	24
								●		●	25
				●						●	26
●				●	●	●		●		●	27
				●	●		●			●	28
	●		●							●	29
	●	●								●	30
	●									●	31
			●							●	32
	●		●						●	●	①
										●	②
	●		●	●	●				●	●	③
									●	●	④

4 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画策定の経過

令和6年(2024年)		
日程	会議名等	内容
5月7日	令和6年度第1回策定委員会	本計画の策定方針の決定
7月2日	令和6年度第1回策定企画委員会	本計画策定スケジュール、各所属ヒアリング実施方法の検討
9月19日	第1回協働会議	テーブルディスカッション ・ここ5年間で戸田市の良くなったところ・そうでないところ
10月24日	第2回協働会議	分科会ワークショップ(テーマ①・②) ・戸田市の現状・問題と課題
11月5日	令和6年度第2回策定委員会	本計画策定経過の報告(人口推計の試算、協働会議等)
11月19日	第3回協働会議	分科会ワークショップ(テーマ①) ・今後5年間の目指すべき姿 ・目指すべき姿を実現するための取り組み
12月19日	第4回協働会議	分科会ワークショップ(テーマ②) ・今後5年間の目指すべき姿 ・目指すべき姿を実現するための取り組み

令和7年(2025年)		
日程	会議名等	内容
1月16日	第5回協働会議	分科会ワークショップ ・提言書(素案)の確認と修正 ・市民、議会、行政の役割分担
2月12日	第6回協働会議	分科会ワークショップ ・提言書(案)の最終確認 ・市民、議会、行政の役割分担
3月25日	協働会議提言書提出式	提言書の提出及び市長との意見交換
4月15日	令和7年度第1回策定委員会	本計画策定経過の報告(協働会議提言書等)
5月1日 ～5月30日	市民意識調査	対象:市民3,000人 回答:1,204人(40.1%)
7月10日	令和7年度第1回策定企画委員会	本計画(施策及び考え方)(素案)の検討
8月22日	令和7年度第2回策定企画委員会	本計画(施策及び考え方)(案)及び指標(案)の検討
10月2日	令和7年度第3回策定企画委員会	パブリック・コメント(本計画(案)及び第3期総合戦略(案))の検討
10月7日	令和7年度第2回策定委員会	パブリック・コメント(本計画(案)及び第3期総合戦略(案))の検討
10月16日 ～11月14日	パブリック・コメント	本計画(案)及び第3期総合戦略(案)
12月11日	令和7年度第4回策定企画委員会	パブリック・コメント(本計画(案)及び第3期総合戦略(案))の結果報告
12月18日	令和7年度第3回策定委員会	パブリック・コメント(本計画(案)及び第3期総合戦略(案))の結果報告及び本計画の決定

5 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画策定の体制

市民等

- 市民意識調査
- パブリック・コメント
- 協働会議委員として参画

市議会

- 総務常任委員会
- 協働会議委員として参画

協働会議

3者協働により、様々な視点から未来のまちづくりの方向性について協議

協議テーマ

今後5年間の目指すべき姿

構成メンバー

公募市民、市内事業者等
市議会議員、市職員

行政

策定委員会

役割

策定に向けた調査研究等の
全体総括、本計画の策定

構成メンバー

市長、副市長、教育長
部局長級職員



策定企画委員会

役割

前期基本計画の振り返り
基本計画案の検討

構成メンバー

次長級職員



各所属

役割

計画原案や具体的な指標の
検討

6 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱

戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱

令和6年6月27日市長決裁

(設置)

第1条 戸田市第5次総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に当たり、広く市民の参加を求め、市民、議会及び行政の協働による総合振興計画づくりを推進するため、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画協働会議（以下「協働会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協働会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 後期基本計画の策定に係る重要事項に関すること。
- (2) その他後期基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 協働会議は、委員40人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) まちづくりに係る団体等の推薦を受けた者
- (3) 市議会議員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 協働会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、協働会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協働会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 会長は、協働会議で協議した結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協働会議の庶務は、企画財政部共創企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。